明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○保安林の指定をする件（農林水産二一九九～二二一〇）　一
○保安林の指定を解除する件（同二二一一、二二一二）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二二一三～二二一九）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五六
特殊法人等
弁理士登録関係　五六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五七
会社その他
会社決算公告　五七

告示

○農林水産省告示第二千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字村上八五二六の一六、黒木町笠原字上合志木八五〇五の一、八五〇五の七、字大石一〇六九〇の二八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字母原字屋敷一二七八の二、字グミノ木谷一三〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市桑野字山口二二六四・二二六七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字平等寺一三七三の二七、一三七三の二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字伊那富字小横川山ノ内相ノ沢二〇五八の一九、東筑摩郡生坂村九五〇四の一、九五一五の一、大字北陸郷九一九六、九一九七、九二一二の一、大字東広津一五九四七、一五九六七から一五九六九まで、一五九七〇の一、一五九七二、一五九七三、一五九七〇の一、一五九九〇の二、一五九九一から一五九九四まで、一六〇〇七から一六〇〇九まで、一六〇二七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県紀の川市中鞆渕字米之郷二〇六、二〇七

二　指定の目的　土砂の流出の防備